

平成 25 年 1 月 18 日

第 18 回法制審・特別部会 部会長試案に対する意見

村木厚子

録音・録画制度に関し、試案にある二つの制度を念頭に置いて今後の検討を進めることについては反対します。

なぜならば、これらの案では、本部会に課せられた「取り調べへの過度依存、供述調書への過度の依存から脱却し、新時代に即した新たな刑事司法制度」を創るという課題は到底実現できないと考えるからです。

録音・録画の制度化に関してこの部会で賛否両論、様々な意見がありましたが、率直に言って、今回示された試案は、一つは可視化の制度化に反対の人の意見であり、もう一つは賛成だがもっとも小さく生もうという人の意見を取り上げたもので、専門的な具体の議論を行う出発点としてはあまりに消極的で、これでは到底専門的な検討に委ねることはできません。

先ず、示された一案目についてですが、以下のような問題があると考えます。

・「重大事件」を対象にするという考え方は一定程度理解できますが、「重大事件」イコール「裁判員裁判対象事件」ではありません。井上先生も裁判員制度と録音・録画は目的が異なるのだから、対象も当然にイコールではないと解説しておられました。対象事件の範囲はいくつかの案が考えられるはずであり、理論的な整理があまりに不十分です。

・裁判員裁判の対象となる事件は公判に付される事件の約 3%、年間 2000 件弱で、単純に割り算をすると検事さん一人が年間に 1 件やるかどうかといったレベルです。私の事件や PC メール事件ももちろん対象となりません。このように録音・録画が「例外的」となるような状況では、調書や取り調べへの過度の依存を是正したとは言えません。カバレッジの面からも不十分だと言えます。

・これまでも手間や財政上の負担についての言及がありましたが、警察の言う録音・録画に何千人もの警察官が必要との主張は全く理解できません。一体どのような仕事をするためにそんなに大量の警察官が必要なのか、その積算の根拠を明確にお示しいただきたい。いずれにしても現実的な実行可能性という面でもどこまでの範囲を対象とすればコストがどれだけかかるかといった議論は、具体的な数字に基づいて行われるべきです。

以上のことから、今後の検討の枠組みについて以下のように提案します。

一案目について、「一定の事件について原則として全過程の録音・録画を義務付ける仕組み」を検討していただく。その際、段階的实施の方法として、

- ① 全過程を録音・録画する事件の範囲としてもっとも小さい範囲として裁判員裁判対象を想定し、それより拡大した案の可能性についても検討する。
- ② その場合、全過程の録音・録画が一定範囲の事件に限られることを踏まえ、検察の取り調べに関してはすべての事件について、参考人も含め、すべての取り調べを録音・録画することを検討する。

試案の二案目については、今の法制度のままでもできることであり、実際すでに試行のかたちで実現しているので、これとどこが異なるのか、新たに何をするのかを具体的に提案していただいたうえで、専門家による具体的な検討が必要かどうか改めてここで検討する。